令和7年度 島本町職員採用候補者試験募集案内 【キャリアリターン採用】

島本町における業務経験を有し、本町離職後の多様な経験や知識などを活かして、再び本町に貢献していただける人材を即戦力として採用するため、転職や育児、介護、配偶者の転勤などの理由で過去に本町を離職した人を対象に、次のとおり選考を実施します。

1 採用予定職種、採用人数、採用後の職階

職種	採用人数	採用後の職階
事務職 事務職(社会福祉) 保育士·幼稚園教諭	若干名	退職時と同一の職階 ※ 係長級以上で退職した者は、係長級(主 査級での採用を希望する場合は、主査級)

※ 過去に本町で勤務していた職種と同一の職種でのみ申し込むことができます。

2 受験資格

- 次に掲げる要件を全て満たす方とする。
 - ① 島本町職員として5年以上の実務経験を有すること。
 - ※ 任期付職員又は会計年度任用職員として勤務した期間を除く。
 - ※ 育児休業等の職務に従事していない期間を除く。
 - ② 令和8年4月1日時点で、55歳に満たない者であること。
 - ③ 平成28年4月1日から令和5年3月31日までの間に島本町を退職した者であること。
 - ④ 島本町において、懲戒免職を受けたことがないこと。
 - ⑤ 島本町において、分限免職を受けたことがないこと。
- 上記にかかわらず、次のいずれかに該当する方は、受験できません。
 - ① 日本国籍を有しない者
 - ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが なくなるまでの者
 - ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第6 3条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力 で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 採用時期

最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、**令和8年4月1日の採用予定**です。 ただし、欠員の状況等により、令和7年度中に採用される場合があります。

4 試験日・試験会場

試験区分	試験日	試験会場	合格発表
第1次試験	令和7年 10月27日(月)~ 12月12日(金) ※申込受付期間中		令和7年 12月25日(木)郵送
第2次試験	令和8年 1月17日(土)、18日(日) ※いずれか1日	ふれあいセンター	令和8年 1月30日(金)郵送

- ※ 合否結果は、受験者全員に文書で通知します。
- ※ 選考の結果等により採用に至らない場合があります。

5 試験内容

試験区分	試験科目	内容
第1次試験	書類選考	申込時に提出があったエントリーシート及び島本 町職員として在職していた際の勤務成績による 書類選考
第2次試験	面接試験	個人面接による選考

6 申込みについて

(1) 申込受付期間

令和7年10月27日(月)正午から令和7年12月12日(金)正午まで ※ 期間中は、24時間いつでも申込可能です。

(2) 提出書類

- エントリーシート(エクセルファイル)
 - ※ ファイル名は、「エントリーシート(氏名)」としてください。
 - ※ エントリーシートは、島本町ホームページ内、「令和7年度 キャリアリターン採用試験案内」からダウンロードしてください。

(3) 申込方法

- ① 島本町ホームページ内、「令和7年度 キャリアリターン採用試験案内」のページに 設置した申込フォームに必要事項を入力し、エントリーを行ってください。
 - ※ 必ず (2)の提出書類を添付ファイルとして登録(アップロード)してください。

令和7年度 キャリアリターン採用試験案内のページ 右記のQRコードからアクセス可能です。



- ② 申込みが完了すると、受付完了メールが自動送信されます。
- ③ 申込みから1日が経過しても上記②のメールが届かない場合は、開庁時間(月~金曜日(祝日を除く。)の9:00~17:30)に人事課に御連絡ください。
- ④ 申込内容に不備がある場合には、申込者に内容を確認することがあります。 このために生じた試験申込みの遅延等については責任を負いませんので、注意して手続をしてください。

《注意事項》

- ・ 受験手続には、パソコン、電子メールアドレス及びインターネット環境が必要です。
 - ※ スマホのアプリで作成するエクセルファイルでは、登録(アップロード)できません。
- ・メールアドレスは、日頃から使用するアドレスを登録してください。
 - ※ ドメインの指定受信をしている場合は、「@logoform.jp」を受信できるようにしてください。また、Gmailを使用されている場合、受付完了メールが迷惑メールに振り分けられる可能性があるため、メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダを御確認ください。
- ・ パソコンなどインターネット環境がない人は、インターネットカフェのパソコン等を利用して ください。インターネット環境がどうしても用意できない方は、人事課まで御相談ください。
- ・通信障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。
- ・申込完了後に届くメールは、削除せず保管しておいてください。

7 勤務条件

(1) 初任給

かつて島本町職員であった際の等級及び号給を基本に、退職後の経歴等を考慮して決定します。

- ※ 本町を退職した時の職階よりも低い職階で採用された場合、退職時より給料が 低くなる場合があります。
- (2) 諸手当

期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等がそれぞれの条件に応じて支給 されます。

(3) 勤務時間

原則として、午前9時から午後5時30分まで(うち休憩45分間)

(4) 週休日等

原則として、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始

- ※ 勤務時間、週休日等については、職種又は勤務場所により異なる場合があります。
- (5) 休暇等

年次有給休暇、夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇、リフレッシュ休暇、育児休業、 産前産後休暇、妊娠通院休暇、配偶者出産休暇、育児参加休暇、子の看護等休暇、 介護休業、短期介護休暇 など

8 その他

- ・試験に関する書類は、一切お返ししません。申込書に記載された情報は、このキャリアリターン採用試験の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には一切使用しません。
- ・試験会場には、車の駐車スペースがありませんので、電車、バス等を利用してください。
- ・気象事象、災害その他の事情により試験実施が危惧されるときは、島本町のホームページにおいてお知らせしますので、随時確認してください。

9 問合せ先

〒618—8570

大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号島本町役場総合政策部人事課

5年912场旅口以来的人争动 ****

電話:075-962-0374